

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

※下記一覧は参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、運営規程に変更がある場合にのみ必要となる書類

☆事前相談が必要です。

★電子申請届出システムで申請する場合は、入力項目となっているため、作成は不要です。
◎利用料の積算が分かる書類を準備 小牧市からの求めがあった場合には、速やかに提出

◎利用料の積算が分かる書類を準備し、小牧市からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。
注1)人員変更は特例措置があります。

注2)住所、氏名(婚姻等による)の変更

注4)住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。

注9)「業務管理体制の整備」に関する届出システムでの電子申請が可能です。

注9)「業務管理体制の整備に関する届出システム」での電子申請が可能。
※届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。

※届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。